

## 第 3 章 富山大学の試練と模索

### 昭和45年～昭和54年

#### 第 1 節 大学改革の問題

富山大学紛争の昭和45（1970）年7月ごろまでの状況は、前章で述べたとおりである。その最後に引用した「学内の状況」（『学報』第127・128号、昭和45年6・7月）によれば、学内で続いていた無期限スト（授業放棄）も、最後に経済学部が7月27日に学生大会を開いてスト解除を決定したことにより、ようやく全学部で授業が行われるようになった。全国規模で広がった大学紛争も、また同じころに沈静化に向かっていった。昭和45年6月29日に開催された国立大学長会議において文部大臣は大学紛争をとりあげ、次のような挨拶と所信を述べている。

一昨年以來、拡大の一途をたどり、全国民が憂慮してきた大学紛争も、昨年8月の大学の運営に関する臨時措置法の施行の前後を頂点として、秋以降ようやく鎮静化の方向に向かい、本年にはいりましてからは、一時的な授業放棄を除けば異常事態が長期にわたって続いているのは数校を数えるのみという状況になっております。（中略）

しかしながら、このような大学紛争の一応の鎮静化が大学に関する諸問題の根本的解決を意味するものでないことはもとよりであります。複雑高度化する現代社会における大学のあるべき姿を追求し、これを実現していくために、今後とも、政府も大学当局も一体となって着実な努力を積み重ねていかなければならないと考えております。（中略）

現在の大学制度は、実施以来20年余を経て、一応形式は整い量的には同年齢層の2割を超える者を擁するまでになりましたが、その内容の充実にはなおじゅうぶんでない点があるばかりでなく、近年における技術革新の急速な進展と社会の複雑高度化は、大学のあり方について多くの新しい課

題を投げかけるに至っております。このような背景のもとに、文部省としては42年以来中央教育審議会に学校教育制度の全般について再検討をお願いしてまいりましたが、その後、大学紛争を契機として、高等教育制度に改善すべき多くの点のあることが広く一般に認められるに至っております。（中略）

最近一部において、紛争の鎮静化とともに大学は改革の意欲が薄らいだのではないかといわれております。私といたしましては、大学改革を行なう前提として紛争の收拾を図ってきたところであり、ようやく大学改革に取り組むべき条件が整ってきたと考えておりますので、各大学におかれても、すみやかに具体的改革計画をまとめ、さらに国立大学としての意見を統一するとともに、大学相互間の協力により、あるいは学内限りで実施できる改善措置については積極的に推進していただきたいと思っております。

なお、最近、従来の大学の教育の内容・方法や管理運営のあり方についての反省をふまえて、既存の大学の概念にとらわれない新しい構想による大学創設の気運が高まっておりますが、文部省といたしましても、いわゆる放送大学をはじめ、新しい構想に基づく大学のあり方について具体的な調査、検討を進めてまいりる考えであります。このような新しい大学の創設にあたりましても、既設の大学の理解と協力を得たいと存じます。

（出拠：「文部大臣あいさつ」富山大学評議会資料、昭和45年7月3日、第8回）

挨拶のなかにいう「大学の運営に関する臨時措置法」（昭和44年8月制定）が施行されたのは、東京大学における紛争が既に收拾段階に入っていた時であり、「臨時措置法」の制定が大学紛争を直接沈静化させるものではなかった。この法律の示す内容は大学紛争が長期化した場合、9カ月を超えると大学

の教育研究機能の休止を、さらに長期化すれば大学、学部を改廃する権限を文部大臣が担うというものであり、紛争の度合を誰が、どのように判断するかなど問題を多く含むものであった。しかしこれを契機に大学紛争の沈静化が加速されたことも事実であった。

文部大臣の挨拶にあるように、紛争解決の最終目標はけっして大学の正常化ではなく、当時の大学がかかえる諸問題の根本的解決であった。しかし何が問題で、どう解決したらよいか。富山大学をはじめとする多くの国立大学は発足して20年余りを経過し、その間に大学進学希望者が増加してきたこと、技術革新の急速な進展と社会の複雑高度化のなかで大学が旧態依然としていて、時代の新しい流れに対応してこなかったことが問題の根本にある。

今、当時の大学が置かれていた状況を18歳人口の増減と、大学、短期大学入学者数の推移を対比し、現在、将来に推し広げてみると次のような表になる。(大学審議会答申『21世紀の大学像と今後の改革方策について』1998年10月、24頁、155頁)

表1

年次	1966	1967	1968	1969	1992	2000	2010
18歳人口(万人)	249	243	236	213	205	151	121
大学・短大入学者数(万人)	40	43	45	46	80	77 (推定)	70 (推定)

文部大臣の挨拶中に、当時(1969年)の大学進学率は「同年齢層の2割を超える」までにいたったと述べられているのは、上の表で確かめられ、また大学進学希望者に対する大学・短大の収容能力という点では、第一次ベビーブーム世代を迎え入れるにあたって大学の拡充や新設をおこなったことで、緩和に向かったことが読み取れる。昭和45年には国立大学(4年制)は75校であり、現在(2000年)では100校に達した。これも文部大臣の挨拶中にあるように、既存の大学の概念にとらわれない新しい構想の大学創設を重点的に推し進めてきた結果である。私立大学の新設も増大したことはいうまでもない。

そして私たちはごく最近に第二次ベビーブーム世代(ピーク年次は1992年)を迎え、二度目の18歳人口の大学における急増急減対策を講じた。前回と異なるところは、もはや第三次ベビーブームの兆候が

なく、18歳人口は急減にとどまらず、少子化が進み、2010年まで緩やかな、かつ大幅な18歳人口の減少が継続することである。したがって平成10(1998)年10月26日に出された『大学審議会答申』は、「個々の大学等によっては定員の充足が困難となるなかで、厳しい経営状況を迎えることが予想される」(26頁)と記す。私たちは今、当時とは逆の新たな困難な状況に突入しつつある。

## 1 紛争解決と大学改革

富山大学の紛争解決と大学改革は昭和44(1969)年6月6日付で新学長に就任した後藤秀弘にパトントンタッチされた。後藤学長は就任早々に「富山大学大学問題対策本部」を設置し(7月)、紛争解決に積極的に乗り出した。本部組織は学長、学部長、教養部長および学生部長、評議員、各学部および教養部より選出された教官若干名、事務局長からなり、本部長には学長自らがあたり、毎週金曜日に定期的に会議をもった。また、対策本部内に1)報道委員会、2)学生委員会、3)制度委員会を常置した。

まず学生委員会は全学集会(団交)を開催することに努力し、全学の総意で紛争解決をめざす。委員会のなかに折衝委員を選び、その教官が学生自治会代表と交渉にあたることになった。制度委員会は1学生の地位と役割、2カリキュラム、3学生寮の問題、などについて討論し、8月までに本部長(学長)に答申を提出する。報道委員は対策本部の会議決定事項を記録するとともに、『広報』を発行してそれらの内容を迅速に教職員、学生に公開、周知する役目を担った。

『広報』第1号(昭和44年7月8日発行)のなかで、後藤学長は「富山大学全学生および大学院生諸君」と題して次のように述べた。

(前章68頁参照)

全国の大学紛争の多くは社会の急激な変化と大学が対応出来なかった大学の旧態依然たる体質によるものであり、諸君に多大の迷惑をかけたことを遺憾に思っております。

と率直に反省をし、学生諸君の意向を充分に聞き、

富山大学の再建のため、建設的意見交換をはかり、富山大学の未来像を創造することを切望すると結んでいる。

『広報』は引き続き、月2～3回の割りで発行され、最終号となった第15号（昭和45年2月26日発行）まで、富山大学紛争解決への努力を詳細に報告した。

さきに引用した「学内の状況」（『学報』第127・128号、昭和45年6・7月発行）に述べられているとおり、富山大学大学問題対策本部は今や紛争解決から大学の改革に取り組む段階に入ったと判断して、昭和45（1970）年7月24日付で解散を決定し、新たに大学問題改革準備委員会を発足させることにした（正式名称「富山大学改革準備委員会」、規則の制定、昭和45年12月4日）。

対策本部の制度委員会が主として担ってきた大学改革についての問題検討は、富山大学改革準備委員会が引き継いだ。学生委員会は補導協議会に吸収され、報道委員会は学生を対象として広報活動をおこなう広報委員会（『学園ニュース』編集委員会）として独立した。『学園ニュース』は昭和45年11月1日の創刊号を発行して以来、一時期中断があったものの、現在にまで継続発行されている。後藤学長は「学園ニュースの発刊にあたって」と題した挨拶文に次のように述べる。



学長 後藤秀弘

新しく広報活動が始められるにあたって、私もこれまでの経緯や本学の現況について所感を述べたいと思う。昨年、私が赴任したころの、あの異常な状況の中から、本学でも大学問題に対処するための組織制度委員会、学生委員会、報道委員会が設けられ、その後、長い期間、それらの委員各位が時には休日さえ返上する熱意と努力によって活動を続けられたことは、まことに感謝に堪えない。昨今では、学内も比較的平静を取り戻し、従来の組織に対しても、今後いっそう効果的に成果をあげようという改変が望まれ、去る8月、一応

これまでの組織が解散され、ここに新しく別個の形で大学改革準備委員会が設けられることとなった。制度の改革や将来の計画については、これまでも先の制度委員会で、熱心に論議が続けられてはいたが、紛争に明け暮れる状態の中では、その成果も期しがたく、僅かに一部分公表されるに止まった。もとより大学の改革、改善は単に論議の対象に止まるべきものではなく、具体案が検討され実施に向かってさらに一步前進するよう、私としては、この際切に望みたい。それはきわめて困難な課題であり、各学部、各学問分野によって事情は異なることであろうし、その点慎重な配慮が重ねられて適正に実現されていかなければならない。こうした改革準備委員会の活動とも相まって、従来とは異なる全学的な広報活動への要望もあり、ここに新しい編集委員会を設けて発足する運びとなったのである。大学問題に関する報道はもとより、常に流動する学園の姿を、全学的な、また各学部別の出来事を通して報道し、全学の意思の疎通をじゅうぶんはかってほしいものである。とかく学内紛争を拡大させる学園内の相互不信や誤解が、それによって少しでも解消され、学園の明るさが取り戻されれば幸いと思う。今日、学園は、一応正常化したかに見える。しかし、私が日ごろ心を痛めていることは、学園の明るさとはほど遠い暴力ざたが、最近まで時折り発生していることである。静かなるべき学園において暴力行為は絶対に認めることはできない。また、大学の学問、思想の自由を守るため大学は政治的に中正でなければならないので、学内の政治的活動も慎重にすべきである。全学諸士の自重、自覚を切に望みたい。

そして創刊号『学園ニュース』の編集者「あとがき」にも、「富山大学改革準備委員会の努力は全学的に期待されており、伝えうる限り伝えたいと思っている」と記された。以下は『学園ニュース』第4号（昭和46年2月20日発行）に掲載された改革準備委員会の活動状況である。

#### 改革への動き

富山大学改革準備委員会

各学部からの委員が出揃い、中断していた審議

も2月から行なわれることになった。

審議は、大学設置基準の改正に伴い、教養部のカリキュラムに何か手直しができないかという方向に進みがちであった。これに対し、教養部の委員から、「教養部のカリキュラムについては、目下、教養部内で鋭意審議中であるので、意見がある程度固まるまで待ってもよいのではないか。それよりも、改革準備委員会へと発展的解消した富山大学大学問題対策本部会議の制度委員会での審議事項、学生参加、管理運営、教育研究組織の諸問題や、富山大学としてのビジョン（例えば、すでに一部で語られている学部制度解消の案件）を考えるべきではないか。」などの意見が表明された。

また、臨席していた学長からも、学生参加の問題とも絡めて、学内の選挙規定などについても論議してもらいたい、との意向が伝えられた。

この間、かなり熱のこもったフリートーキングがなされたらしいが、何を議題とするかというところで足踏みしているのでは、学園ニュース第2号で報じた段階から、ほとんど前進していないようにも思われる。新委員を迎えたばかりの時点では、やはりここから論じられなければならないのかも知れないが。

その後の委員会においても、いわゆるクサビ型、あるいは相互乗り入れ方式が話題となったが、専門教育課程に一般教育科目のこれこれを入れ、専門教育科目中のこれこれを一般教育課程に組み入れたらどうか、というような具体的なものではなかったらしい。

委員の出席率も悪く、このような状態では期待が持てないという声も、すでに一部ではあがっているので、それを打ち消すだけの努力が望まれる。

富山大学改革準備委員会委員

…委員長 …副委員長

文理学部	教授	間野潜龍、	教授	横山 泰
	助教授	山口 博、	助手	濱本伸治
教育学部	教授	蜷川栄作、	教授	坂井誠一
	教授	高野兼吉、	助教授	増田 欣
経済学部	教授	石瀬秀治、	助教授	岩淵富治
	助教授	大谷明夫、	助教授	吉原節夫
薬学部	教授	渡辺和夫、	助教授	北川泰司
	講師	中島松一、	助手	宮原龍郎

工学部	教授	四谷平治、	教授	宮下和雄
	助教授	宮下 尚、	助手	能登谷久公
教養部	教授	林 良二、	教授	柿岡時正
	助教授	鎌田邦夫、	助教授	奥貫晴弘

教養部

学園ニュース第2号で報告した制度委員会（仮称）は、どうやら、大学設置基準検討委員会と呼ばれるようになった。

委員会は数次にわたり検討を重ねている。ここでの主たる審議事項は、

- (1) 一般教育科目の修得必要単位数変更
  - (2) 総合科目開設と単位
  - (3) 第1・第2外国語制度
  - (4) 外国語として、中国語、露語の科目新設
- 等で、必要に応じ、小委員会や系列毎の検討も行なわれている。

（出拠：革新準備委員会の動き『学園ニュース』  
4、昭和46年2月20日）

富山大学大学改革準備委員会は昭和45年10月5日、第1回の委員会を開催したが、委員会の目的、運営、審議方法等の規則を欠いていた。したがって委員会はまず委員会規則の制定から始めねばならなかった。規則草案は昭和45年12月4日の評議会です承され、同日より施行された。この規則にもとづいて開催された委員会が昭和46年2月1日のものであり、その活動は上に引用した『学園ニュース』のとおりであった。教養部に関わる問題が大きな比重を占め、教養部独自でも改革に向け検討を始めた様子がうかがえる。

以下に富山大学大学改革準備委員会の規則ならびにその新しいメンバーを掲げる。

#### 富山大学大学改革準備委員会規則

（趣旨）

第1条 この規則は、富山大学に設置する大学改革準備委員会（以下「委員会」という。）の組織、所掌事項および運営等について定める。

（組織）

第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学部および教養部ごとに選出した教官 各4名

- (2) 委員会の要請に応じ学長が指名した者 若干名
2. 委員会に委員長および副委員長各 1 名をおき、委員長は委員の互選により定め、副委員長は委員長の指名による。
  3. 委員は、学長が命ずる。
  4. 第 1 項第 1 号の委員の任期は、1 年とし、その欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
  5. 第 1 項第 2 号の委員の任期は、その都度定める。

(所掌事項)

第 3 条 委員会は、学長の諮問に応じて大学改革に関する事項を審議し、改革試案を作成して、これを学長に答申する。

(議事および運営)

第 4 条 委員長は、委員会の会議を招集し、その議長となる。委員長に事故あるときは、副委員長が議長の職務を行なう。

2 前項の会議の運営その他必要な事項は、委員会の議を経て委員長が定める。

(専門委員会の設置)

第 5 条 委員会は、必要あるときは専門委員会をおくことができる。

(幹事)

第 6 条 委員会に幹事をおく。幹事は委員長の指名する委員がこれにあたる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、庶務部において総括し、事項に応じて関係部局が処理する。

附則 この規則は昭和45年12月4日から施行する。

## 2 『学園ニュース』の中断

『学園ニュース』は第4号(昭和46年2月20日)を発行した後、なぜか1年あまり発行がストップした。大学改革が一向に進捗しないことに編集者が業を煮やしたのかもしれない。この問題は昭和46(1971)年9月17日の評議会でも取り上げられた。

学長から、現在学園ニュースの発行が中断されており、あらためて審議願ったうえ広報(仮称)を発行したい旨の希望が述べられ、学生部長から別紙資料により各大学の広報発行の実態について説明があった。

次いで、学園ニュース中断の事情、編集権、編集方針、編集責任者などの問題について意見の交換があったが、大勢として学生部主管とし、学生部長が責任者となり今後のことを取り進めることになったが、従来の経緯もあり学長、学生部長が現「学園ニュース」編集委員の意向を確めたうえ善処することになった。

(出拠：昭46年度第10回評議会、昭和46年9月17日)

その後、『学園ニュース』第5号は昭和47(1972)年3月7日、第6号は同年3月16日と、従来の形式で発行が再開された。

富山大学の改革の焦点は大きく2点に絞られた。第一は教養部問題。富山大学に入学した全学部の学生はまず教養部に所属し、2年生の前学期までそこで一般教養科目、外国語および保健体育科目を履修する。専門課程に移行する前に、広く教養を身につけることを目標とするが、学生の中にはその期間に学習意欲を失い、政治運動などに身を投じ、大学紛争を拡大したとする見方がある。教養部問題は富山大学だけではなく、全国の大学に共通した問題であ

表 2 富山大学改革準備委員会委員名簿  
(第1期) 任期 昭和46年1月25日~昭和47年1月24日

部局名	委員名
文理学部	間野潜龍、横山 泰、山口 博、濱本伸治
教育学部	蜷川栄作、高野兼吉、増田 欣、吉田 博、沢泉重夫
経済学部	石瀬秀治、岩淵富治、大谷明夫、吉原節夫
薬学部	渡辺和夫、北川泰司、中島松一、宮原龍郎、井上正美
工学部	四谷平治、宮下和雄、宮下 尚、能登谷久公
教養部	柿岡時正、藤田賢治、藤井昭二、河野昭一、鴨野幸雄
備考	印 委員長(昭和46年9月8日 蜷川から四谷に交替した) 印 副委員長(昭和46年9月8日 四谷から池淵に交替した) 印 幹事

(第2期) 任期 昭和47年4月1日~昭和48年3月31日

部局名	委員名
文理学部	平田 純、吉田 清、中村良郎、金坂 績
教育学部	沢泉重夫、高野兼吉、増田 欣、吉田 博
経済学部	山崎佳夫、武 暢夫、山口素光、小松和生
薬学部	難波恒雄、菅野延彦、小泉 徹、北辻栄太郎
工学部	四谷平治、宮尾嘉寿、宮下 尚、能登谷久公
教養部	杉本新平、塚崎幹夫、世利幹雄、中越矩方
備考	印 委員長 改革準備委員会規則、および委員名簿(出拠:準備委員会『答申』)

った。教養部のあり方の問題と改善の模索であった。第二は大学の管理運営と教育研究における問題である。大学運営に学生がどのように関与するかからはじまって、学長、評議会のあり方の見直しにまで至った。いずれも簡単に解決できる問題ではなさそうであった。『学園ニュース』第6号（昭和47年3月16日発行）に大学改革準備委員長の四谷平治（工学部教授）は次のように経過報告する。

#### 富山大学改革準備委員会の情況

##### 大学改革準備委員会

##### 委員長 四谷平治



本委員会が発足したのは昭和45年10月5日からであるが、実質的には、大学紛争の過程のなかで設

置された大学問題対策本部の中の一委員会として、三分科会から成る制度委員会が設けられたことから出発している。

当時（昭和44年夏）は、大学紛争の渦中において当面する大学内部の問題から、大学制度全般にまでメスを入れるという考えで論議が進められた。今にして思えば、当時の主要テーマは、学生のストライキ、「大学の自治」と暴力行為、学生団体の交渉権と交渉のあり方、あるいは広く「学生参加」の問題等が主なものであった。

このような課題は、大学に職を奉ずる教職員にとって過去にあまり経験のないことであって、いわば大学のあり方の原点に立ち帰った問題として真剣に論議を積み重ねたものであった。

昭和45年8月に至り、紛争の方もいくらか落ち着きを取り戻してきたので、大学問題対策本部を解散しようという気運になったが、大学の長期的展望に立った根本的な改革をする必要があるという意見が強く打ち出され、その結果として、この「大学改革準備委員会」が発足したのである。

第1回委員会には、学長から「大学改革について自由な立場で審議をして改革案を出してほしい。ことに、紛争に対する学生の動向からみて少しでも改革を実施に移したいので、そのつもりで審議を進めてほしい。出された結果は尊重する」との発言があった。

委員会は、各学部から4名あて合計24名で構成

され、3つの専門委員会に分れて討議を開始した。学生参加の問題を審議する第1専門委員会では、主として大学内における学生の地位を規定することで、これは大変困難な仕事であるが、教員、職員および学生が、大学の内部でどのような役割を果たすべきか、また相互の関係はどのようにあるべきかについて討議をつづけている。管理・運営の問題を取り扱う第2専門委員会では、大学の管理運営の機構をどのようにするかということで、基本的な問題として執行機関のトップに立つ学長と審議機関としての評議会との間の相互の役割、および性格をどのようにするかという点について審議しているのである。さらに、教育研究組織の問題を取り扱う第3専門委員会においては、学部・学科・講座のあり方、教養部のあり方、カリキュラムの改善、大学院の問題、教官人事の取り扱い方、大学予算、産学協同、研究交流など多方面にわたる問題について審議をしているのである。

会議は、原則として毎週月曜日の午後3時から始めることとし、毎回長時間にわたって熱心な討議を積み重ね、会議の終るのは大抵夜の7～8時に及んだ。今日に至るまで、合計54回の会議を開催したことになる。委員にとっては大変な負担となったのではある。委員の任期は1カ年であって、去る1月24日をもって任期が切れたので次期委員の改選手続中であるが、まだ審議の方は途中の段階であって学長への最終答申を提出するまでには至っていない。しかしながら、委員も更新されることでもあり、今日まで積み重ねてきた広範な審議の成果は、一応取り纏めておく必要があるということになり、「中間報告」として学長に提出することにした。これはまだ審議未了の部分もあり、統一されたものではないので、次の更新された委員会において、これを更につめてもらって完成させて戴きたいと願っている次第である。

（出拠：富山大学改革準備委員会の情況、『学園ニュース』6、昭和47年3月16日）

文中に述べる「中間報告」は昭和47年3月30日に後藤学長に提出された。目次は以下のとおり。

中間報告（抜粋）

1. まえがき
  2. 学生参加について（第1専門委員会）
  3. 管理運営について（第2専門委員会）
    - (1) 基本的な考え方
    - (2) 改革の要綱
  4. 教育研究組織について（第3専門委員会）
    - (1) 基本的な考え方
    - (2) 学部学科の再編成
    - (3) 大学院のあり方
    - (4) カリキュラムについて
    - (5) 教官人事について
    - (6) 大学予算について
    - (7) 産学協同について
    - (8) 助手問題について
    - (9) 研究交流について
    - (10) 編入学（短大・高専など）について
    - (11) 審議の経過
    - (12) あとがき
- （メモ）

富山大学大学改革準備委員会の改革案についての  
の問題点  
（出拠：富山大学大学改革準備委員会「中間報告」目次、昭和47年4月21日評議会資料）

昭和47年4月に改革準備委員の改選があり、第2期の改革準備委員会が発足した。委員名簿は先に示したとおりであり、委員長は引き続き四谷平治教授があたった。第1期と違うところは、第1専門委員会が大学の管理運営の問題について、第2専門委員会が教育研究組織の問題について審議し、前回まで学生参加の問題（大学における学生の地位）を独立して審議していた専門委員会を廃止し、第1専門委員会ですべてを含めて審議することにした。この両専門委員会は昭和48（1973）年1月29日まで、計29回の会議をもち、ようやく『富山大学改革に関する答申書』を完成させた（昭和48年3月19日）。これはのちほど印刷に付され、助手以上の全学教官に配布された（同年5月18日）。『答申書』はB4判47ページの長文のものであった。本文にさきだて、その要約「答申の骨子」が載せられているので、以下に引用する。



『富山大学改革に関する答申書』表紙  
（昭和48年3月）

富山大学改革に関する答申書

富山大学大学改革準備委員会 昭和48年3月

答申の骨子

(1) 大学の任務

大学の任務は学問文化を伝達し、さらにこれを創造的に発展させるにある。このことから大学は研究機関として創造的な学問研究を行なう側面と、これを維持し、継承していく教育機関としての側面とを同時に持っている。しかも、この二つの側面は密着して表裏一体をなすものであって、分離することはできない。研究のない教育も、教育のない研究も、ともに大学の名に値しない。

新制富山大学は、旧高等学校、旧専門学校、旧師範学校を一つにまとめ、貧弱な教育・研究のスタッフおよび施設によって出発し、その状況があまり改善されないまま、20余年を経過した。このことは、戦後の日本の国力の回復が十分でなく、大学教育という国の最も基本的施策に対して十分な財政的援助をする余裕がなかったという事情があるにもせよ、反面また大学自身が工夫改善をしていく努力を怠ったという事実も否定できない。

以上のような反省から、大学は自らの努力によって改革を進めていくことが必要となってくる。大学が自らの本義に立ち返って自らの組織を変容していく努力を怠ったならば、そこからは創造的な発展は望めず、大学は衰退を余儀なくされるで

ある。その意味から大学改革は不断に行なう必要があり、これが大学の本質であるということもできよう。

## (2) 大学全体の管理運営について

学長（執行機関）と評議会（審議機関）との機能を、従来よりももっとはっきりした形で分離すること。学長は議案を評議会に提出する。評議会は提出された議案について審議して意志決定を行なう。その決定せられた意志に基づいて学長は執行する権限をもつこととなる。

評議会を民主化すること。従来評議員は教授の内から選ぶこととなっていたが、その制度を廃止して教官団（教授、助教授、講師および助手）の内から互選によって選ぶこととする。

学長、学部長、評議員その他の選出方法

大学の管理運営上の役職の選出方法については、教官団による選出方法を採用する建て前から、学長、学部長の選挙権者に新たに助手を加えること、評議員その他の役職の選挙権者および被選挙権者に助手を加えることとする。

学部長と学部教官会議との関係

学部長と学部教官会議との関係は学長と評議会との関係に類似させて考えてよい。

学部教官会議

学部に任された事項についての審議機関としてとらえ、意志形成を行なう。構成は教官団（教授、助教授、講師および助手）とする建て前から従来の学部教授会を学部教官会議と呼称する方が適当である。

各種委員会のあり方について

学内にある各種委員会はおよそ50種類あり、これらはそれぞれ必要があつてできたものであるが、実状をみると整理されておらず、非効率なものが多いことから、これらを典型的に整理して、全体のつながりを組織の上でも人的にもよくするよう工夫改善する必要がある。

事務機構の改革

大学の事務機構は、学長をトップとする執行機関のラインとしての役割を担うものである。事務局長およびその他の事務局職員は、学長を補佐して所管事務を処理する。従来事務局幹部職員は文部省の人事権のもとで運用されがちであり、その

ため事務職員の勤務意欲の低下をきたしたり、職務遂行上の円滑を欠いたりするきらいがあった。また内部登用についてもじゅうぶんなる配慮をする必要がある。

## (3) 教育研究体制

教育研究体制については、改革の方向は従来の学部、学科（課程）、講座（学科目）の固定した壁を緩和して教育・研究の相互交流を深めようとするものである。

学部学科の再編成

学問の進展にともなつて、従来の学部学科の区分は実情に合わなくなつており無理を生ずるようになった。理想からいえば、学部学科を再編成して、学問分野に従つて人文科学、社会科学、自然科学の3系列に分け、これらをさらに専攻、部に細分することが望ましいが、これは易く、実行にはよほどの決断で臨まないかぎり困難であらう。

大学院のあり方

大学院修士課程は現在薬学部、工学部に設置せられているが、その他の学部にも設置せられるようにしなければならない。

カリキュラム

従来のカリキュラムの編成はいわゆる横割り方式であつて、教養課程1年半の上に専門課程2年半を積み重ねてきた。これの抜本的な改革は今後の課題として保留し、さしあたっては、教養科目と専門科目を相互乗り入れすること、すなわちいわゆる「くさび形」とすることにより相互交流を進めようとするものである。

教官人事

教官人事を適正なものにすることは大学改革の内でも最も重要なものの一つであり、慎重な検討を要する。教官の採用（公募・推薦）および昇任は教授をもって構成する人事教授会で決定せられるが、その決定に先立って選考委員会において選考を進めることとする。その内に小委員会として学科会議、教科会議または業績審査委員会とでも称すべきものを作り、できるだけ専門を同じくする教官による予備的手順を経るようになることが望ましい。

産学協同

産学協同は否定するものではないが、大学のも



つ教育・研究の自主性が犯されるものであってはならない。

#### 助手問題

大学助手は教官として教官会議の構成員となり、学部長選挙権および学長選挙権が与えられるべきである。

#### 教育・研究の交流について

教官の交流、カリキュラムの交流、施設設備の共同利用、さらには国際交流を進めるよう、障害となる部分を排除していくことが必要である。

#### 編入学（短大、高専など）について

短大・高専などからの編入学については、「開かれた大学」の建て前から一定の条件のもとに編入学を認める方向で、その条件をどのようにするかを検討すべきである。

#### (4) 大学における学生の地位

学生は教官ならびに事務職員とともに大学を構成する要素であって、大学本来の目的である教育と研究に重大なかかわりをもっている。したがって教育と研究に対して緊密な関心と意見をもつことは、大学の機能がじゅうぶんにかつ積極的に発揮せられるために望ましいことである。しかしながら、学生はその活動と責任において教官・職員とはおのずから異なるところがあり、その関心と意見の反映さるべき分野と形成においてもまた、一定の限界のあることはいうまでもない。

カリキュラムの編成を含めて教育計画や教育内容・方法などの決定は、その当否が学生の勉強意欲に重大な影響を与えることから、学生の希望や意見の動向をじゅうぶんにくみとり、最終的には教官がその責任において慎重に決定すべき事からである。そのために、全学的ならびに学部内において教官と学生とのカリキュラム懇談会（仮称）を持って、学生の希望や意見をじゅうぶんにくみとれるようにすることが必要である。カリキュラム懇談会はそれぞれ年2回ぐらいを適当とする。

学寮については、大学の寮は本来教育施設として設けられたものであるが、現状においてはむしろ福利厚生施設としての性格が強い。したがって、国有財産としての管理の面を除いて、その運営については学生の自治に任せてしかるべきであろう。

学生の自治組織については、全員加入を建て前とする学生自治会と、任意加入のサークル活動とがあるが、そのいずれを問わず、学生をもって構成する団体である以上、その運営は学生の自治に任されてしかるべきものである。

学生に対する処分については、大学の使命である教育と研究が、必要な秩序を維持して初めて可能であることから、大学規則の違反者に対して発動される。その際注意しなければならないことは、大学の規則なり、あるいは、どのようなことをすればどのような処分を受けるものであるということをやめよく学生に周知させるように配慮することであり、また処分をする際に大学側がじゅうぶんに本人の弁明を聞く機会をもつようにすることであろう。また学生の処分が学部によって軽重を生じて不公平になることのないようにしなければならない。このために全学的機関として紀律委員会を設けて全学的な調整を図るようにする。

「学生通則」については、現行の「学生守則」を再検討した結果、今日からみれば unnecessary 条項が含まれていることがわかったので、現行の19カ条を整理して12カ条からなる「学生通則」とすることを提案する。

（出拠：『富山大学改革に関する答申書』3～7頁）

### 3 改革の成果

『改革に関する答申書』にもりこまれた提案のうち、何がどれほどまで実現したか。

1. 大学の最高審議機関である評議会に、教授に限定せず助教授、講師を構成員として送り込むことについては、管理職＝教授の法令上の制約から実現不可能であった。

注：平成11年5月28日、国立学校設置法の改正（法律第55号）により、「学長の指名する教員」という形で、助教授、講師の参加の道が部分的に開かれるにいった。

2. 学部教授会に助手を構成員として加えることは、現在も実現していない。ただ、学長選挙についての投票権（選挙権）をもつことは実現した。

3. 学部の教官人事において、その選考委員会に助教授、講師が加わることは、現在も富山大学教員選考基準第3条に「選考委員会の委員は学部長及び当

該教授会が選出した教授（原則として4人）をもって構成する。」とあることによって阻まれている。紛争以前の規定であり、これが経済学部問題の焦点であったのだが。

そのほか現在の学部、学科制を廃して、学問系列（人文、社会、自然）の研究教育組織に改編する提案は、その後一度も取り上げることはなかった。また、学生の希望、意見をカリキュラム編成に取り込むための、学生、教官合同のカリキュラム懇談会も不発に終わった。大学が正常化されるにつれて、それに安住して改革の意欲も薄れ、「答申案」がほとんど実現されなかったといえる。これは必ずしも本学に限ったことではなかった。

「答申の骨子」にはふれられていないが、教養部のあり方が大きな問題であることは、改革準備委員会も痛切に感じていた。ただ、これについては教養部教授会が独自に改革案作りに取り組み、その「答申案」は改革準備委員会の答申書に先だてて公表された（昭和47年10月）。その詳しい内容については、本書の部局編「教養部」を参照されたい。

大学紛争と大学改革を経験し、昭和53年（1978）3月末で停年退官されたある教授は、その思いを『学園ニュース』 26（昭和53年3月15日発行）に次のように述べるが、それが大方の気持ちではなかっただろうか。

#### 大学改革に心残り

教育学部 高野兼吉

大学職員も学生も、さらには大学周辺の社会人も、富山大学の望ましい姿、正しい姿を追求して日夜努力しているのだが、思うにまかせないのが改革である。大学には改革すべき多くのものを残しているのだが、いろいろな要因によってそれが阻まれている。一例を工学部移転問題に取って見ても、開学以来の懸案がいまだに未解決である。昭和45年頃の大学紛争は全国的な規模であれだけ大きなエネルギーを消耗したにも拘らず、どれだけの成果をあげたか。少なくとも富山大学ではこれと言って取り上げられるものはない。富山大学改革委員会を組織して、熱心に改革を論じ、答申書まで作成したのに、これに直接こたえる形で何ひとつ改革されていない。薬学部の分離や文理学

部の改組は大学改革とは別の次元でなされたと見られる。

学部の増設・改廃など対文部省交渉にまたねばならないものは別として、大学内で、あるいは学部内で可能な改革もある。また学部内で一致した意見があれば、それを掲げて文部省と粘り強く何年交渉でもする手もある。ともあれ、大学はその清新さ・若さを保持するために改革を志向しなければならない。

先般の大学紛争でも改革の震源地は若い助手層にあった。大学教官の若年層が大学機構の現状をどのように見、どのように改革したいと考えているか、そしてそのエネルギーがいかにかう積しているかがよくわかる。これに対して老教授連はいかに対処したか。一般に老教授は保守的である。しかし永年、改革を望んできた人ならば、いかに老教授と言えども、一応の改革意志を持っている筈だ。それを若年層へ伝えねばならない。もちろん若年層はそれを承け、時代感覚に合せながら変容し、修正していくであろう。かくしてこそ改革の火は消えず、大学は清新さを持続するであろう。（以下省略）

## 第2節 大学紛争の余燼

### 授業料値上げ反対スト

昭和46年度の富山大学入学式は4月12日、黒田講堂で実施された。乱闘騒ぎがあり、数人のケガ人がでた。しかしその年度の授業はほぼ平常どおり行われ、紛争はすでに終息したかに見えた。しかし昭和47年度の入学試験（3月23・24日）は関係者以外立入禁止の厳重な警戒のもとに学内でなんとか実施できた。47年度の入学式（4月12日）にいたって、ついに中止のやむなきにいたった。『学園ニュース』 7、8（昭和47年3月31日、4月20日発行）は、そのころの様子を次のように伝える。

#### 中止された入学式

4月11日、入学式予定日は構内の桜も満開、各サークルの新生歓迎の看板も立並ぶ、快晴の日だった。しかし、8時過ぎより、2組の一部学生

たちが、青、赤、黒のヘルメットに覆面姿で角材や竹竿などを手に構内をのし歩き、式場に予定された黒田講堂前に立ちはだかつて受付事務を妨害し、はては校門近くで、持ち出されたタイヤなどに火をつけ、火炎ビンや爆竹のようなものまで投げつける異様な情景だった。そのため、全学的な入学式は中止され、かろうじて済まされた受付の後、9時半過ぎから新生、父兄は各学部別に分散してもらうより外なかった。新生はもとより、多数来学された保護者の方々にはまことに申し訳の無い、見苦しい状況だった。新生は各学部に分散したが教育、薬学の両学部だけは、どうやら予定通りの行事を済まし得た。

大学として、新しい仲間を迎えるという、ただそれだけの喜ばしい日に、大学本来の学問、思想の研究とは何の関わりもない、このような一連の激しい狂気じみた行動が、一体どんな効果をもつというのだろうか。学園には、一切の研究にふさわしい環境と、その静けさが何より望まれる。

(出拠：『学園ニュース』 8、昭和47年4月20日)

#### 大学構内の「立入り禁止」と

##### 警察の「構内 実地検証」について

本年度入学試験は去る3月23、24日の両日にわたって、昨年と同様、「入試関係者以外の構内立入り禁止」という学長告示のもとに行なわれた。殊に今年度は22日早朝より3日間にわたる「立入り禁止」が実施され、学生諸君はもとより、本学関係者にも何かと迷惑をかける結果となった。入試の際、昨年に続いてとられたこのような異常な措置が、全学にとって好ましいものでないことはい

うまでもない。学生部はもとより、全学にとって平常通りの学園の姿の中で入試が行なわれるに越したことはないだろう。しかし、本年度もこのような措置がとられるに至った経過は、おおよそ次のような最近の学内外の情勢が考慮され、検討された上でのことであった。

去る2月15日、教養部の学生は翌16日より無期限の授業放棄を宣言し、その夕刻一部ヘルメット着用の学生たちによって、教養部内の机、椅子が無断で持ち出され、それらを同部玄関に積み重ね、数日のうちに殆ど閉鎖に近い状態が作り出された。続いて2月25日、文理学部理学科でも学生によって、同様、無期限の授業放棄が決定された。3月9日には午前9時過ぎより、一部学生がヘルメット、覆面姿にこん棒、鉄パイプ等を携えて構内を横行し、はては火炎ビン様のもので数本ではあるが、構内食堂付近の道路、空地に投げつける始末であった。更に3月15日には理学科その他一部学生によって、文理学部長室前の廊下に、さきと同様、机・椅子その他が不当に運び出され、鉄線を用いて高く積み重ねたため、部長室、会議室は完全に使用不能の状態となり、縛りつけられた黒板あるいは窓ガラス等には「封鎖」の文字が



経済学部授業風景 (1970年代)



人文学部史学演習 (1970年代)



工学部工場実習 (昭和53年ころ)

書き散らされていた。(後でわかったことだが、部長室入口のドアはこわされていた。) どのような行動にも当事者にとっては、それなりの理由があることだろう。しかし、たとえどのような理由があろうと、既にこれまで数回にわたって、暴力的行動についての学長告示が出され、厳しく警告されているにも拘わらず、未だに、この種の事態の発生をみることは、入試を目前に控えて、全学的に極めて憂慮すべき事柄と考えられた。他方、やがて入試実施の期日も迫り、例年のことではあるが、受験場としての本学教室の不足のため、今年もまた数校の高校校舎を借りる準備が進められていた。それらの試験場の平静を保つため、最近の慣例として、当然、立入り禁止、警備要請がなされるのであるが、そのことと、さきの学内情勢などをも考え合せて、本学受験場全体の環境整備の問題として、昨年と同様の措置の必要性が本意ながら次第に強められていった。その点、学生部は補導協議会にはかりその後2月29日の入試管理委員会では、五福地区にあっても出来るだけ短期間の受験場立入り禁止の措置をとるよう、学生部から提案された。しかし、その後は管理委員会、評議会と回を重ねるにつれて、かえって禁止時刻

を早める意見が提出され、これまでに見苦しく汚されている学内の清掃、受験場の整備等のためには、時間的ゆとりをもって禁止時刻を22日早朝とすることの可否が討議され、3月17日の評議会においては22日朝6時より24日午後5時までの3日間の立入り禁止が決定されたのである。

学生部としては「入試粉碎」の文字も学生のピラに散見され、学生自身が後輩の入試を妨害することはあり得ないとは考えながら、それでも万が一起りうる無用の摩擦や妨害一切を避けたいとして、早朝の立入り禁止もやむを得ないと考えていた。学生部の予想では22日6時禁止表示、7時頃より教職員の手で乱された学内の整備に着手し、翌日の入試実施準備に万全を期したいということであった。

現実の22日朝の事態は予期しないものであった。早朝から20名余りのヘルメット学生が「ロック・アウト粉碎」を叫んで構内をデモし、文理学部前の通りに反対意志を表明する立看板を背にして坐り込み、6時20分頃、姿を見せた厳しい警察力の姿勢に対して反抗の態度を強く示していた。

当日、警察側のいう強制立入り検査は、本学の「立入り禁止」励行のための警備要請とは別個の、学内不法行為に対する警察側独自の判断に基づくものであった。警察としては建造物侵入に関する捜査並びに検証等のため、既に法的手段をも済まし、学内数カ所に対するそれぞれ必要な令状を用意して構内に立入り、場所を限定して文理学部長、教養部長の立ち合いを求めていた。警備を依頼し



昼休みの女子学生（昭和53年ころ）



キャンパス内の女子学生（昭和53年ころ）



キャンパス内の男子学生（昭和53年ころ）

ていた本学、学生部としては多数の武装警官の学内立入りには不本意であったが、それに応じないわけにはいかなかったのである。反対する学生たちが校内より退出すると同時に警官たちは、それまで手にしていた楯を門外に置いて実地検証にとりかかった。検証に際しては、それぞれ指定された場所で各部長が、また、理学科学友会室に対しては執行委員長の学生が立ち合った。

受験環境の平静のみを願っていた本学としては正に不測の出来事であった。それにしても、立入り禁止の措置と、それに付随して生じた出来事を通して多くの人々の心を煩わしたことに對しては、大学として、この度の措置をめぐって種々反省を強いられている。と同時に、このたびのように警察の強制立入りという事態をひき起す原因を学内に決して作らぬよう、改めて学生諸君に強く注意を喚起したい。暴力行為に関する学長告示による再三の警告を無にしないよう、慎重を期されたいということが全学の望みでもあるだろう。(学生部)

(出拠：『学園ニュース』 7、昭和47年3月31日)

たしかに大衆的な学生運動は昭和45(1970)年のはじめごろに下火に向かった。その後新しい情況が発生した。大多数の学生から遊離した政治セクトの集団、とくに新左翼諸派とよばれる集団が顕在化し、かれらは戦術の違いから分裂し、相互に暴力抗争を行うようになった。富山大学の入学式を妨害したのも、ヘルメット覆面姿で角材や竹竿をもった武装集団であった。そのうちのさらに戦術を過激化した集団は、大学内や日本国内は及ばず、海外の過激派組織と連携して、反社会的な破壊活動を引き起こすに至った。昭和45年3月31日、9人の赤軍派学生による日航機「よど号」の乗っ取り事件が発生した。昭和47(1972)年5月30日、日本赤軍派3人の学生がイスラエルのテルアビブ空港ターミナルで自動拳銃と手榴弾で乗客を襲い、死者26人、重軽傷者76人を出した事件を引き起こした。

#### 授業料値上げ問題

そうした情況のなかで大学紛争に新たな火種を投じたのが国立大学の授業料値上げである。それは従来の年額12,000円を一挙に36,000円に値上げすると

いうものであった。富山大学もそれに応じて評議会において学則を改正し、実施を公示した(昭和47年5月19日開催の評議会、値上げ実施は同年後期分より)。授業料値上げは国立大学とそれに準ずる公立大学の問題であり、私立大学には波及せず、全国的な反対運動とはならなかった。しかも国公立大学の中でも既に紛争解決した大学ではそれが紛争再発の火種にはならなかった。しかし富山大学の場合、学生自治会は学長及び評議会に対し、授業料値上げ反対の抗議と大衆団交の申し入れを行い、紛争の再発を招くことになった。

以下、『学園ニュース』 10(昭和47年10月27日発行)から後藤学長の全学学生に向けた所見、評議会にあてられた学生からの大衆団交の申し入れ、公開質問状、それらに対する評議会の回答を引用する。

#### 授業料値上げの問題について

学長 後藤秀弘

学生諸君の中から授業料値上げ反対の声が強くあげられている。反対声明の立看板や配布されるビラを眼にするごとに私も心を痛めてきた。遺憾ながら、今は、それを理由に経済学部、教養部は全国的にもきわめて数少ない「スト」の状態にある。

しかし、一体、この問題は国会で予算として審議され既に省令改正となって官報にも載せられており、今日、すべての国立大学はそれに従わざるを得ない。本学にあっても、それにみあった学則改正の措置がとられることはやむを得ないことと考えられる。学則改正に関する評議会決定を撤回しようとの声もあるが、たとえ学則が未だに改正されていないにしても、省令の拘束力に変わりはなく、現段階では、そのような要求も到底不可能という外ない。評議会決定にいたる議事内容を説明せよ、ともいうが、これが議題とされた時、省令が改正、公布された以上やむを得ないという空気が圧倒的であり、何ら異議なく議事は進められた。現在、この問題に関する限り、学生諸君から提出されている種々の要求に私としては遺憾ながら応ずる余地は考えられない。

この問題については冷静に今日まで大学側がとってきた経緯を考えて欲しい。既に昭和46年11月

19日、国立大学協会より授業料増額には賛成し難い旨が、審議の結果強く訴えられていた。教育の「機会均等の原則」を充分生かすためにも、大学の授業料は可能な限り低廉であることが望まれ、授業料の増額が国立大学予算の全般からみて、財政的にもそれ程得るところがあるとは思えず、また、一般物価の上昇からみて、授業料の増額も当然、といった意向に対しても、授業料を単に他の物価上昇との均衡論からのみ引き上げることは適当ではない、といった反対の趣旨が、大蔵省、文部省をはじめいわゆる要路の人たちに対して、協会代表から再三強く訴えられ、時には文部大臣自身を協議場に招いてまで要請が重ねられていた。それ以前にも既に11月16日、国立大学授業料の性格の反省から、それが可能な限り低位に止って欲しい旨が主張され、公表もされていた。私も同協会の一員として、協会の趣旨に賛成であり、世論はともかく当時の大学側の苦慮が理解され、本学の中にも同じ思いの方も多かったことと思う。その点、過去に全国教養部長会議でも、授業料値上げに対して慎重であって欲しい旨、決議、要望されたとも聞いている。社会一般としては、増額も当然という声が強いようにも思われるが、それにしても賛否こもごもであり、いずれにしても今日一般に値上げを喜ぶものは誰もいない。

しかし、現実には大学側の要望がいれられず、省令として改訂された今日の段階では、国立大学として、たとえ、その経緯に異論があり、遺憾に思う人たちが多くとしても、その改正省令に必ずる措置を取らざるをえない。その点、本学にあって、本年度入学生に対して、入学時に省令改正の趣旨を予告しておいた筈である。

授業料等の改訂にともない、育英奨学事業等の改善措置が取られているが、育英資金の支給額の値上げは本来授業料の徴収額との間に直接のかかわりはないと思う。しかしこれも現時点では、授業料増額によって生ずる難点をいくらかでも補うものとして、今後更に育英資金支給の枠を拡げるとか、あるいは授業料減免の範囲を拡大するとかいった方途に期待をかけていく外ないのではないかと私は思う。

この問題に対して不満をもつ諸君が、以上の経

過を理解し、本学がとった措置を了解され、国立大学に在籍するものとして、適切に配慮、処置するよう協力を望みたい。

(出拠：『学園ニュース』 10、昭和47年10月27日)

『学園ニュース』 11はひきつづいて授業料値上げに関する学内の動向を伝える。

《学内情報》

授業料値上げ等に関して富山大学評議会あてに提出された質問状およびそれに対する評議会の回答は、次のとおりである。

評議会関係

全学大衆団交開催申し入れ

昭和47年10月19日

富山大学評議会殿

教養部ストライキ実行委員会

全学学費値上げ阻止共闘

われわれは、5月19日の貴評議会での「学則」改定は不当な措置であると考え、貴評議会に白紙撤回を要求する。

われわれは、この事に関しての貴評議会との全学大衆団交の開催を要求する。

われわれは、この全学大衆団交に関して、貴評議会との公開予備接衝を下記の如く開催する考えである。

記

日時 10月23日午後1時より

場所 教養部4番教室

議題 全学大衆団交に関して

議長団 全学学費値上げ阻止共闘

教養部ストライキ実行委員会 } 代表

出席 貴評議会代表

全学学生、教職員

尚、貴評議会の責任ある代表を必ず出席されることを要請する。

(評議会回答)

11月1日

5月19日の授業料改訂に関する学則改正は、国会で予算として審議され、既に省令として公布さ

れたものに基づく処置であって、大学独自で撤回できる性質のものではない。なお、詳細については、学園ニュース 10所載の「授業料値上げの問題について」の学長所見に尽されているのでこれについて了承されたい。 評議会

(公開質問状)

1972年11月11日

富山大学評議会殿

全学値上げ阻止共闘  
教養ストライキ実行委員会

前文略

公開質問状

1. 「学園ニュース」(10月27日発行)には、学費値上げに反対して来た事が書いてあるが、10月から實際上、値上げによる学費徴収期にはいつている現在でも、学費値上げに対して反対の意はあるか。
2. 10月からの値上げに対して、「予想される反対運動」に文部省から行政指導が出されていると聞くが、そういう事実はあるか否か。

もし、行政指導が出されているのならそれを全面公開する事を要求する。

3. 5.19評議会において、学則改正を決定した際、学生にすぐには知らせない事が評議会において確認されていたと聞くが、その事実はあるか。
4. 現在も尚、学費斗争が多数の学友によって闘かわれ、まだ拡大する様子のある中で、我々の要求する全学団交に対し、どういう見解をもっているのか。
5. 我々は、再度全学団交を要求する。

以上の点につき、昭和47年11月15日午後1時より、教養部4番教室で評議会の回答を要求します。

(評議会回答)

昭和47年11月17日

全学値上げ阻止共闘  
教養ストライキ実行委員会 殿

富山大学評議会

11月11日付け評議会宛質問状に対して、協議の結果下記のとおり回答する。

1. 評議会としては、賛否を表明する立場にない。
2. 文部省から行政指導が出されているということ

については、評議会は知らない。

3. その事実はない。

4及び5. さきに11月1日付けで回答したとおり、諸君の要求は、本学独自の立場で処置できる問題ではないので、団交に応ずる意思はない。

(以上出拠：『学園ニュース』 11、昭和47年12月25日)

### 第3節 富山大学の充実、発展への動き

大学改革は思ったほどすまなかつたが、紛争が沈静化すると、『大学改革に関する答申書』にももらった理念とは別の次元で、工学部の移転、学部・学科あるいは大学院研究科の拡大要求が高まってきた。それらは大学紛争以前から話題にのぼっていたものである。

#### 1 工学部の統合移転

高岡市に所在した工学部の富山市五福キャンパスへの統合移転は昭和39(1964)年にすでに工学部教授会で意志決定し、昭和41(1966)年の評議会です承されていた。昭和47(1972)年3月16日発行の『学園ニュース』6に当時の状況を工学部長室町繁雄が次のように報告する。

工学部五福移転に関する経過の概略

工学部長 室町繁雄

工学部五福移転については昭和39年工学部教授会で決定、続いて41年評議会決定と大学の方針となっているわけであります。

以来その促進については教職員、学生、卒業生、父兄一致して努力して来たわけでありますが、やっと昨年5月五福隣接の旧井田川堤ぞいに土地購入が完了し目下整地中であります。

この土地購入に関しては、いろいろ配慮の上五福整備拡充のためとなっていますが、購入の段階で工学部が移転しなければこの予算はないものと考えてくれと云う駄目押しがあったことから工学部移転のための土地購入であることは間違いないところであります。

今後に残された問題は高岡市の了解を得ることで、これがなければ建物の予算化は望めない現況です。したがって高岡市の譲歩した条件（工学部の跡地にそれに代るべきものを設置するなら止むを得ない）を満足するよう努力して円満に了解を得ることであります。それにはいくつかの難問が残されていますが、幸い教職員、学生、卒業生、父兄の一致した念願であり、また教育上、研究上同一キャンパスにあることの必要性については（例えば教養課程での専門科目の授業、大型研究施設の共同利用、学生の体育・厚生施設の利用など）異論の入る余地がないものと信じますので必ずや地元高岡市の了解が得られるものと考えております。この点多くの有力者の賛同協力が得られていますので一日も早く実現したいものと考えています。

報道によれば高岡市の工学部の跡地に県立工業試験場を移し、伝統ある高岡市の美術工芸を育成するため工業デザイン科をとりあえず大谷短大の分室として工業試験場内に設置し、将来独立させる案があるようですが、最も実現性のある案であり、工業デザイン部門の開設は高岡市の要望であるとも聞いているのでこの辺で了解が得られれば幸いと存じます。

（出拠：『学園ニュース』 6、昭和47年3月16日）

工学部の移転問題はその後、紆余曲折しながら最終的な実現は昭和59（1984）年9月の第一期移転、昭和60（1985）年9月の第二期移転まで待たねばならなかった。詳細については部局編「工学部」を参照されたい。

## 2 富山医科薬科大学の創設

昭和47（1972）年6月16日開催の富山大学評議会において後藤学長から本学に医学部を設置することについて富山県知事より文書（6月1日付）をもって要望があった旨の説明があった。なお、富山県は6月22日に「富山大学医学部誘致期成同盟会」（顧問に学長就任）を結成するので、それにあわせて富山大学内に「医学部に関する検討小委員会」を設けることの学長提案があり、評議会は了承した。以後、



堀高岡市長（手前左）に工学部の富山市移転を訴える実行委の学生たち 高岡市役所（昭和40年6月21日）（北日本新聞社提供）



移転を決めていた工学部には、文部省はプレハブの講義棟しか建ててくれなかった（昭和53年）（北日本新聞社提供）



工学部の起工式でカマ入れする柳田学長 富山市五福（昭和58年3月）（北日本新聞社提供）

評議会では医学部設置とさきの工学部移転が継続的に議論されることになる。

医学部設置問題は各学部でも議論されたが、教養部教授会が設置場所の関係でやや慎重な態度をとったが、他の文理学部、経済学部、薬学部、工学部教授会には反対意見なく、昭和49年度の概算要求とし



て文部省に提出する方針が固まった。しかし、文部省との事前折衝の過程で、昭和48（1973）年6月に「富山大学医学部」としてではなく、「富山医科大学（のち富山医科薬科大学に変更）」としての要求に切り換えることになった。それは富山県に国立医学教育機関を早期に設立することを目指すためであった。

方針変更の直後、後藤学長に代わり、林勝次（教育学部元教授）が新学長に就任し、その実現に努力した。以下は『学園ニュース』15（昭和49年11月27日発行）に掲載された林学長の富山医科薬科大学創設に至る説明である。

#### 国立富山医科薬科大学について

学長 林 勝次

富山県に国立医学教育機関が設置されることが正式に決定したのは、昭和49年度創設準備費が国会で予算化された48年度通常国会期末の昭和49年4月であった。これは、無医県から脱却したいと念願する富山県から提出された医科大学設置の要求によるものであった。

昭和42年以来、富山県は、医学教育機関設置の方針をたて、積極的な活動を展開してきたが、当時、富山大学では学内事情がきわめて困難なときであったので、これに関する具体的な運動についてはほとんど県当局において行われていた。その後、47年6月富山県から富山大学医学部設置の要望もあり、本学としてはこれを正式に取り上げることになり、評議会内に医学部設置検討小委員会を設けて検討することとなった。しかしながら、

## 和漢薬研究施設 資源開発部



和漢薬研究施設資源開発部パンフレット

これは工学部の五福移転計画と競合する結果になる点が憂慮されるむきもあり、10年来の懸案であった工学部移転が優先されるべきであるとの有力な意見も学内にあったことは否定できない。

国立医学教育機関設定の早期実現を望む富山県は、48年6月に至り、政府の医大新設方針における医科大学優先への転換に依拠して、国立富山大学医学部としての誘致から国立富山医科大学誘致への方針に切り換え、その受け入れ態勢を固めたいので、この趣旨を了承のうえ引き続き誘致実現に協力してほしいと大学へ要請してきた。

このような事情から富山大学としては、48年度当初、後藤前学長の任期満了直後の評議会において、昭和49年度医学部創設準備費の概算要求をしないことについて、特に異論もなく承認された。それと同時に、前記の設置検討小委員会も解散され、概算要求書も作成段階半ばにして棄却された。

昭和48年12月末、昭和49年度国立医学教育機関創設準備費が計上され、昭和49年3月、従来の慣習に基づき文部省から富山大学が準備大学としてその創設準備に当たるように依頼された。私としては、かねてより医薬共存は自然の姿であり、薬学部の飛躍的發展を期するとともに、和漢薬研究



薬学部附属薬草園（1970年代）



薬学部新校舎（昭和39年ころ）

所も治療部門を備えるべきだという将来計画をかねてより持っており、薬学部をもつ国立14大学のうち、富山大学を除く他の大学にはすべて医学部が併置されている現状からも、医学部創設の希望を捨て切れず、富山大学医学部としての設置に転換することについて、再三にわたり文部省に要請を続けてきた。この要請によって、本年6月下旬、文部省において、薬学部等の将来を考慮するならば、医学部構想のほかにも、医科薬科大学構想のごときが考えられるとの弾力的な意見の交換がなされた。又、富山県及び地元関係者としても地域医療の視点から単科医科大学構想のほかにも医科薬科大学構想についても考慮するようになったものと思われる。

一方、本年度創設準備費のついた他の4大学は単科医大としての創設準備を進めており、富山大学だけが医学部として構想することは、極めて難しい状況になってきていた。7月11日に、改めて文部省から医科薬科大学構想についての示唆があり、これを検討することにして、まず当事者である薬学部及び和漢薬研究所の意向を打診した。

薬学部及び和漢薬研究所では、懇談会、教授会を経て7月26日、医科薬科大学創設に参加する方向で努力することの意思決定をした。これをうけて、評議会はその意向を承認したものである。評議会としては、徹底的審議を尽したとはいえぬかもしれないが、すでに昭和50年10月開学が予定されている関係から、やむをえぬものがあるとして承認されたものである。

薬学部と和漢薬研究所を富山大学から切り離すことは本学としては遺憾なことであるが、これは薬学部、和漢薬研究所教授会の決定に基づくものであり、これによって将来の拡充発展が望まれるものであることを考えるとき、分離はやむをえざるものといわねばならない。

富山県における国立2大学が、全く無関係の大学ではなく、富山大学とその分身としての医科薬科大学として密接な連絡、提携を保ち、学問、研究の協同の場を拡げていけばかりでなく、教職員の交流等も将来の問題として考えるべきである。

さらに、富山大学における工学部の五福移転、文理学部改組、経済学部の貿易学科新設、教育学

部、教養部の整備充実、大学院の設置等、大学の当面する問題に取り組んでいかねばならない。

大学には種々の困難な問題が山積しているとき、富山大学教職員学生のかたがたのご理解とご協力をお願いするものである。

(出拠：『学園ニュース』 15、昭和49年11月27日)

富山医科薬科大学は翌昭和50(1975)年10月1日に富山市杉谷に開学した。それに伴って富山大学の薬学部および和漢薬研究所が同大学に移行した。詳



富山医薬大の創設準備委員会の初会合(昭和50年1月14日)  
(北日本新聞社提供)



キャンパスの課題が山積する中、選ばれた林学長  
(北日本新聞社提供)



開学した富山医薬大の第1回入学式(昭和51年4月14日)  
(北日本新聞社提供)



和漢薬の研究をする薬学部の学生たち  
薬学部は富山大の金看板だった（北日本新聞社提供）

細は部局編「薬学部」を参照されたい。

### 3 人文学部および理学部の創設

第一次ベビーブームの段階の世代の大学進学を目前にして、文部省は種々の受け入れ対策を打ち出した。そのひとつに既存の文理学部を人文学部と理学部の2学部に分離独立して、受験生の受け入れ緩和、大学の充実をはかるという方針が示されていた。

富山大学は旧制富山高等学校を前身とする文理学部をかかえており、それを教養部、人文学部、理学部の3学部に分離改組することを当初構想した。しかし3学部同時の改組は変更規模が大きすぎるということで、文部省は難色を示した。そこでとりあえ



人文学部と理学部に発展的に分離した当時の人文学部  
（北日本新聞社提供）

ず、教養部を新設することを優先し、それは比較的早く昭和42（1967）年4月に実現した。残りは文理学部としてとどまったが、当時の理工系の充実政策によって、文理学部内の理学科の学生、教官数が飛躍的に増員され、文学科とは大幅にバランスを欠くことになった。

大学紛争がほぼ沈静化した昭和52（1977）年に、ようやく文理学部の2学部分離改組が認められる見通しがつき、人文学部と理学部の創設準備のための要項が評議会です承された（昭和52年3月11日）。昭和52年5月2日に人文学部（人文学科、語学文学科）と理学部（数学科、物理学科、化学科、地球科学科）が設立された。教養部設置より10年遅れ、富山医科薬科大学の創設より1年遅れのスタートであった。